

運営規程の概要

フリガナ	デイサービスセンター セセラギメイク			サービスの種類		通所介護 介護予防通所介護相当サービス	
事業所名	デイサービスセンター セセラぎ女池			事業所番号		新潟県第1570107191号	
所在地	〒950-0945 新潟市中央区女池上山4丁目5番1号			フリガナ		ミサワ ユキコ	
				管理者		三澤 由紀子	
連絡先	電話番号	025-288-0642		FAX番号	025-288-0644		
営業日	日曜日～土曜日 但し、年末年始(12月31日～1月3日)は休業します。						
営業時間	8:30～17:30		サービス提供時間		9:00～16:45		
定員	一般型 25 名						
利用料	法定代理受領分		通所介護・日常生活支援総合事業実施要綱に定めた基準額の利用者負担分				
	法定代理受領分以外		通所介護・日常生活支援総合事業実施要綱に定めた基準額				
その他の費用	食費 770円 おむつ代(一枚あたり) 実費 ・ 利用代金引落手数料 100円						
通常の事業 の実施地域	①新潟市中央区	②	③	④	⑤		
	備考						

主な職員の勤務体制

職種	資格	勤務体制等
生活相談員	社会福祉士・社会福祉主事任用	1名以上の職員配置で勤務します。(7.75時間以上)
看護職員	看護師・准看護師	1名以上の職員配置で勤務します。(7.75時間以上)
介護職員	介護福祉士・ヘルパー2級	3名以上の職員配置で勤務します。(23.25時間以上)
機能訓練指導員	看護師・准看護師等	看護職員等が兼務します。(1名以上で必要時間数)
管理栄養士	管理栄養士	1名以上の職員配置で勤務します。(必要時間数)

利用料その他の費用の額

・利用料（一般型 利用時間 7時間以上8時間未満の介護報酬算定の料金例）

要介護度		利用料	利用者負担金		要介護度		利用料	利用者負担金	
		(1回あたり)	(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)			(1回あたり)	(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
総合事業 介護予防通所介護相当サービス対象の方					要介護1		6,672円	668円	6,672円
要支援1	(1回当)	4,421円	443円	4,421円	要介護2		7,878円	788円	7,878円
	(4回以上)	18,231円	1,824円	18,231円	要介護3		9,126円	913円	9,126円
要支援2	(1回当)	4,532円	454円	4,532円	要介護4		10,373円	1,038円	10,373円
	(8回以上)	36,716円	3,672円	36,716円	要介護5		11,640円	1,164円	11,640円

・その他加算分（自己負担分）

入浴介助 Ⅰ / Ⅱ	個別機能訓練 (Ⅰ) Ⅰ	個別機能訓練 Ⅱ	口腔機能向上 Ⅰ	栄養改善	サービス提供 体制加算 Ⅰ	若年性認知症 利用者受入加算	介護職員等 処遇改善 Ⅰ
1回41円/56円	1回 57円	月21円	1回153円 月2回まで	1回203円 月2回まで	23円	61円	
介護予防通所 介護相当サ ービス対象の方	一体的サービス 提供加算		口腔機能向上 Ⅰ	栄養改善	サービス提供 体制加算 Ⅰ	若年性認知症 利用者受入加算	所定総単 位数に 12.0%を 乗じた額
	487/月		153円/月	203円/ 月	要支援1:90円/月 要支援2:179円/月	月額 244円	
送迎を行わない場合	-48円／片道		LIFE加算		41円／月	口腔・栄養スクリーニングⅡ	5円／6ヶ月 (要介護のみ)

・その他の費用

内 容	金 額	備 考
食費	770円	利用料金等の口座より引落手数料
おむつ代	実 費	
引落手数料	100円	

・キャンセル料

利用予定の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10%(自己負担相当額)
ただし、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。	

秘密の保持

- 当事業所の従事者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業所は、従事者が当事業所の従業者でなくなった後においても、当事業所の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

事故発生時の対応

- 当事業所は、利用者に対する指定通所介護提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

苦情処理の体制

・ ・ ・ ・ 別紙のとおり